

公報発行案内

2008.11

特許庁総務部

普及支援課

■■■■ 目 次 ■■■■	
1. はじめに-----	1
2. 公報の概要	
2-1. 公報の必要性-----	2
2-2. 公報のもつ情報区分-----	2
2-3. 法律別の情報区分-----	3
2-4. 特許庁発行の公報一覧-----	4
2-5. 公報の表示例-----	5
3. 公報の変遷	
3-1. 公報変遷の概要-----	7
3-2. 文献番号による公報の推移-----	9
4. 各種公報の関係法規	
4-1. 公報の基本的な根拠法-----	10
4-2. 特許-----	11
4-3. 実用新案-----	13
4-4. 意匠-----	14
4-5. 商標-----	15
5. 公報に係るWIPO標準	
5-1. WIPO標準の概要-----	17
5-2. ST. 3 (発行国コード)-----	17
5-3. ST. 16 (公報種別コード)-----	17
5-4. INIDコード(ST.9, ST.60, ST.80)-----	19
6. 公報に関するよくある質問-----	21
7. 公報関係の問い合わせ一覧-----	26

1. はじめに

特許公報類(以下、公報)の発行は、産業財産権制度と大きな関わりを持ち、「技術の公開」と「権利の公示」といった機能を担保する重要な役割を担っており、国の責務として発行しています。

これら公報は技術の宝庫であり、あらゆる技術分野の最先端技術を集約した技術情報としての性質を持ち、公報を有効に利用することにより、産業や科学技術の発展に大きく貢献できる要素を含んでいます。そして、その重要性は、今後、ますます増大していくと予測できます。

このように重要な役割を持つ公報も様々な環境やニーズの変化に伴い、その内容や提供方法に変化がありました。例えば、法律や制度の変更に伴う公報種別や掲載内容の変更、紙、CD-ROM、DVD-ROM、インターネット利用といった提供媒体の変更、活字から電子情報(SGML形式、XML形式)への変更、等の数々の変更を経て現在に至っております。

このような変化のなか、現在、どのような公報がどのように提供されているかといった公報の概要を紹介し、公報に関する理解を深めるとともに、公報利用者の参考情報としてお役に立てるよう本案内を作成しました。

2. 公報の概要

2-1. 公報の必要性

特許法、実用新案法、意匠法、商標法ではその目的を下記のとおり規定されています。

特許法第1条	発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
実用新案法第1条	物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
意匠法第1条	意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
商標法第1条	商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

例えば、発明をした場合その発明を他人に盗まれたり、真似されないよう秘密にしようとしても、それでは発明者自身も発明の有効利用ができないばかりでなく、それを知らない他人が同一発明に対して無駄な研究開発や事業投資をすることとなります。

特許制度では、このようなことを避けるため、出願人に一定期間、一定条件のもとで特許権という独占権を与えて発明の保護を図る一方、その権利を公開することにより、より新しい技術の進歩を促進し、もつて、産業の発達に寄与しようというものです。

そして特許庁では、これらの発明等を公開する手段として各種の公報を発行しています。

2-2. 公報のもつ情報区分

特許庁発行の公報情報をもつ性質を大きく区分すると、下記の3区分になります。

公開情報 (技術情報)	出願された情報を一定期間経過後に公開しています。 これら公開情報は主として、既に公開されている出願情報を調査することにより、重複出願や重複研究等を回避することができます。 また、最新技術動向を把握することにより、新技術の研究や新事業への展開・創作等の参考として利用・活用できます。
権利情報	取得された産業財産権の権利内容(技術範囲)を公示しています。 権利者は取得した権利範囲を第三者に明示することができ、権利侵害を防止し、権利の実施を促進できます。
その他の情報	出願の経過情報、権利取得以外の処分情報(拒絶査定、放棄、取下げ、却下)、審決情報の公開情報、権利情報に含まれない様々な特許情報があります。

2-3. 法律別の情報区分

法区分別の主な公報を前述の情報区分に当てはめると下記ようになります。

なお、各公報の法律・条文等については「4. 各種公報の関係法規」を参照してください。

法区分	公開情報	権利情報	その他の情報
特許	公開特許公報 公表特許公報 再公表特許	特許公報	審決公報(特許各種)(注3) 特許庁公報(審査請求リスト) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4)
実用新案	公開実用新案公報(注1)	実用新案登録公報(注2)	審決公報(実用新案各種)(注3) 特許庁公報(技術評価書請求リスト) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4)
	登録実用新案公報		
意匠	-	意匠公報	審決公報(意匠各種)(注3) 協議不成立意匠出願公報
商標	公開商標公報 公開国際商標公報	商標公報 国際商標公報 商標書換登録公報	審決公報(商標各種)(注3) 特許庁公報(最終処分リスト)(注4) 特許庁公報(商標目録)(注5)
その他	-	-	特許庁公報(公示号) 特許庁公報(特別公示号)

(注1):「公開実用新案公報」は平成5年法改正前の適用分。

(注2):「実用新案登録公報」は平成6年法改正前の適用分。

(注3):「審決公報(各種)」には、特許、実用新案、意匠、商標の法区分別に、「審決公報」、「決定公報」、「再審公報」、「判決公報」、「判定公報」の公報種別が存在する。

(注4):「最終処分リスト」の正式名称は、「拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト」である。

(注5):「商標目録」の正式名称は、「登録商標目録」、「更新登録商標目録」、「更新登録防護標章目録」であり、該当する案件があった場合に、各々の名称が併記される。

2-4. 特許庁発行の公報一覧

平成20年11月現在で特許庁が発行する公報を発行媒体別でまとめると下記ようになります。

公報名称(発行媒体)	収録公報種別	その他
公開公報(DVD)	公開特許公報 公表特許公報 再公表特許 公開実用新案公報	原則週1回(木)発行
登録実用新案公報(インターネット)	登録実用新案公報	原則週1回(木)発行
登録実用新案公報情報(DVD)	同上	原則週1回(木)発行 *インターネットを利用した公報発行の1週間後に発行
特許・実用新案公報(DVD)	特許公報 実用新案登録公報	原則週1回(水)発行
意匠公報(インターネット)	意匠公報 協議不成立意匠出願公報	原則週1回(月)発行
意匠公報情報(CD)	同上	原則週1回(月)発行 *インターネットを利用した公報発行の1週間後に発行
商標・商標書換登録公報(CD)	商標公報 商標書換登録公報	原則週1回(火)発行
公開・国際商標公報(CD)	公開商標公報 公開国際商標公報 国際商標公報	原則週1回(木)発行
審決公報(CD)	審決公報 決定公報 再審公報 判決公報 判定公報	原則月1回最終(金)発行
特許庁公報(紙)	審査請求・技術評価書請求リスト 特許・実用新案最終処分リスト 商標最終処分リスト 商標目録 公示号 特別公示号	原則月1回発行 原則月1回発行 不定期発行 原則月1回発行 原則月1回発行 不定期発行
長大データ(CD 又は DVD)	1件当たりのデータ量が長大であった場合、長大部分のデータを本体公報とは別盤に収録	不定期発行 特実: DVD-ROM 公報発行以後の発行実績なし 審決: 発行実績なし

注1: 上記表の CD 及び DVD は、CD-ROM 及び DVD-ROM のことをいう。

注2: 発行状況は、変更される場合があります。具体的な発行日については「特許庁ホームページ」-「公報関連情報」-「公報に関して」-「公報発行予定表」を参照してください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kouhou/kouhou2/hakko.htm>

注3: 上記のほか、実用新案登録の明細書等訂正の掲載、各種補正公報及び各種訂正公報が適時発行されます。

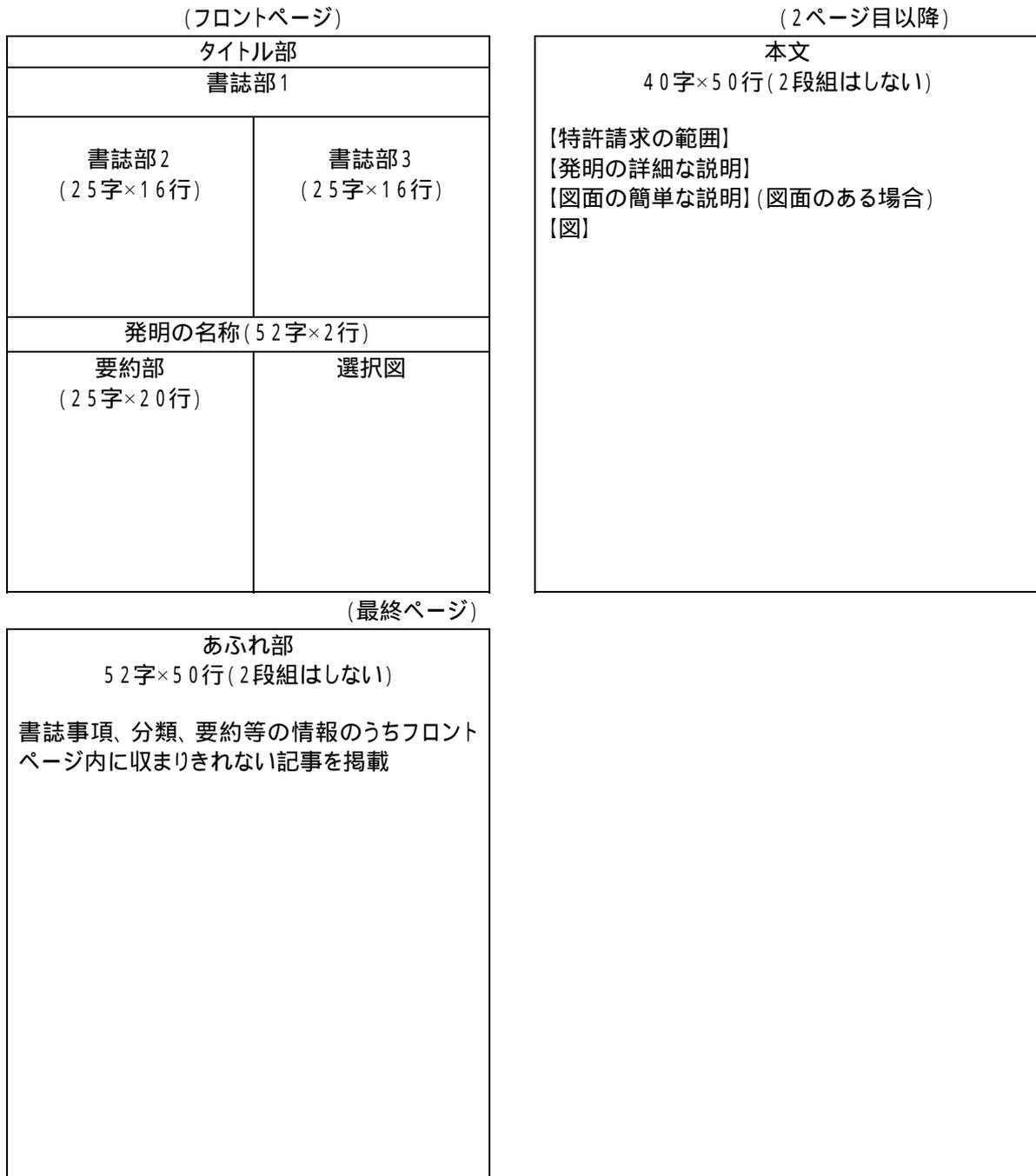
注4: 公報の販売は、社団法人発明協会が行っていますので、購入を希望される方は、直接、発明協会にお問い合わせください。

【(社)発明協会 公報サービスグループ: TEL 03-3502-5491 <http://www.jiii.or.jp/koho/index.html>】

2-5. 公報の表示例

公報の表示例は、公報の種類や出願案件によって相違がありますので、特許、実用新案関係については「公報仕様 特許、実用新案」の標準レイアウトを参照してください。また、意匠、商標、審決関係については「公報仕様 意匠、商標、公開・国際商標、審決」の表示例・文書例を参照してください。

ここでは、平成20年11月現在の公開特許公報の標準レイアウトと掲載事項について簡単に説明します。なお、公報のレイアウトは、発行時期や制度等の変更により相違している場合がありますのでご注意ください。



・配列表、手続補正書、誤訳訂正書がある場合、これらの記事はあふれ部の前に掲載し、外国語明細書、外国語請求の範囲、外国語要約書、外国語図面がある場合、これらの記事はあふれ部の後に掲載されます。

【参考】

「公報仕様 特許、実用新案 第3.1版」「公報仕様 特許、実用新案 第4版」(平成21年2月より実施)及び「公報仕様 意匠、商標、公開・国際商標、審決 第7版」は「特許庁ホームページ」-「公報関連情報」-「公報に関して」で確認してください。

http://www.jpo.go.jp/index/kouhou_kanren.html

公開特許公報フロントページ に記録する項目		備考
タイトル部	文献タイトル	公報種類と特許文献の識別のための標準コードを掲載 (WIPO-ST.16)
	発行国	公報発行国を掲載 (WIPO-ST.3)
	文献番号	文献番号 (公開公報の場合は公開番号) を掲載
	文献発行日	公報発行日を掲載
書誌部 1	国際特許分類 (IPC)	発行時のIPCを掲載、IPC第8版ではセクションからサブグループまでとバージョン情報を掲載
	F1	F1のセクションから分冊識別記号までを掲載、ただし、識別記号、分冊識別記号が無い場合は空欄
	テーマコード (参考)	F1テーマコード (F1の技術範囲) を掲載
	審査請求の有無	出願審査請求がある場合には「有」を掲載、無い場合「未請求」を掲載
	請求項の数	請求の範囲に記載された請求項の数を掲載
	出願種別	「OL (オンライン)」、「FD (フレキシブルディスク)」、「紙」の出願手続媒体を掲載
	外国語出願の有無	外国語出願の場合は「外国語出願」を掲載
	公開請求の有無	出願公開請求がある場合は「公開請求」を掲載
	全頁数	フロントページから最終ページまでの全ページ数を掲載
	あふれ部の有無	あふれ部がある場合には「最終頁に続く」を掲載
書誌部 2	出願番号	出願番号を掲載
	出願日	出願日を掲載
	原出願の表示	本願が「分割出願」又は「出願変更」である場合、原出願番号と原出願日を掲載 実用新案登録を基礎とする特許出願の場合、基礎とした実用新案登録番号と原出願日を掲載
	優先権情報	優先権主張を伴う出願の場合、優先権主張番号、優先日及び優先権主張国を掲載
	新規性喪失の例外	新規性喪失の例外の適用を受けようとする出願の場合、適用条文と内容を掲載 (適用条文のみの場合もある)
	国等の委託研究の成果に係る記載事項	・産業活力再生特別措置法第30条の適用を受ける特許出願の場合、年度、省庁名、委託研究開発事業名、適用条文を掲載 ・産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願の場合、年度、省庁名、委託研究開発事業名もしくは請負事業名、適用条文を掲載
	公序良俗記事	公序良俗に反する記載があった場合は、適用条文と不掲載の箇所を掲載 登録商標が記載されている場合は、「注」で登録商標である旨を掲載
	長大データの別盤情報	長大データ別盤の年通号を掲載
	(特許番号)	(特許公報が既に発行されている場合のみ)
	(特許公報発行日)	(特許公報が既に発行されている場合のみ)
書誌部 3	出願人情報	出願人の識別番号、氏名 (名称)、住所 (居所) 等を掲載
	代理人情報	代理人の識別番号、氏名 (名称)、住所 (居所) 等を掲載
	発明者情報	発明者の氏名、住所 (居所) 等を掲載
	Fターム (参考)	当該出願に付したFタームを掲載
発明の名称	発明の名称を掲載	出願の発明の名称を掲載
要約	要約を掲載	出願の要約書に記載された要約又は職権修正された要約を掲載、職権修正がある場合には「(修正有)」を掲載
選択図	選択図を掲載	出願の要約書に記載された選択図を掲載

・フロントページの書誌データ、発明の名称等に掲載しきれない情報はあふれ部 (最終頁) に掲載

3. 公報の変遷

3-1. 公報変遷の概要

主な公報の変遷の概要は下記のとおりですが、下記は公報の発行から見た変遷であって、法律改正や制度改正との時期的なタイムラグがあります。

特許明細書 実用新案明細書 意匠登録 商標登録	第1号(登録日:明治18年8月14日) 第1号(登録日:明治38年7月7日) 第1号(登録日:明治22年5月21日) 第1号(登録日:明治18年6月2日)
大正11年	出願公告制度開始(公告特許、公告実用新案、公告商標)
昭和45年	特許・実用新案の公開制度開始(公開特許公報、公開実用新案公報(要部公開))
昭和54年	PCT加盟(公表特許公報・再公表特許・公表実用新案公報)
平成5年1月	平成2年12月の特許・実用新案の電子出願開始に伴い電子公報を発行 ・公開特許公報・公開実用新案公報の発行媒体を紙からCD-ROM(SGML形式)に変更 ・公開実用新案公報に明細書の全文を掲載(法律上は要部公開)
平成6年1月	・特許公報(公告)・実用新案公報(公告)の発行媒体を紙からCD-ROM(SGML形式)に変更
平成6年7月	実用新案の公開制度を廃止(平成5年法改正前の適用分については発行) ・実用新案公報(公告)の廃止(平成6年法改正前の適用分については発行) ・登録実用新案公報(実体審査なし)の発行開始
平成8年1月	・公表特許、公表実用、再公表を電子公報で発行(紙→CD-ROM(SGML形式)) ・外国語書面出願制度に基づき外国語明細書を掲載
平成8年3月	特許・実用新案の公告公報を廃止
平成8年4月以降	特許・実用新案の公告公報廃止に伴い、特許(登録)公報を発行 ・特許公報(公告) → 特許公報(特許) ・実用新案公報(公告) → 実用新案登録公報(登録)
平成9年3月	商標の公告公報を廃止
平成9年4月以降	商標の公告公報廃止に伴い、登録公報を発行(公告決定をすべき旨の決定の謄本の送達があった商標登録出願については公告公報を発行) ・商標公報(公告) → 商標公報(登録)
平成10年4月以降	商標指定商品の書換登録制度の導入(4月1日)に伴い、書換登録申請に対する書換登録があったときに商標書換登録公報を発行
平成12年1月	商標出願公開制度の導入及びマドリッド協定議定書の加入 ・公開商標公報、国際商標公報、公開国際商標公報を発行 意匠・商標・審決に関する公報の発行媒体を電子媒体に変更 ・紙からCD-ROM(SGML形式)に変更
平成16年1月	特許・実用新案の公開系公報の記録形式及び発行媒体を変更 ・記録形式: SGML形式 XML形式 ・発行媒体: CD-ROM DVD-ROM
平成16年7月	特許・実用新案の登録系公報の記録形式及び発行媒体を変更 ・記録形式: SGML形式 XML形式 ・発行媒体: CD-ROM DVD-ROM

平成 18 年 1 月	インターネットを利用し、登録実用新案公報を発行 ・記録形式:XML形式 ・発行媒体: DVD - ROM インターネット ・インターネット利用による公報発行の1週間後に登録実用新案公報情報DVD - ROM を発行
平成 19 年 1 月	インターネットを利用し、意匠公報を発行 ・記録形式:SGML形式 ・発行媒体: CD - ROM インターネット ・インターネット利用による公報発行の1週間後に意匠公報情報CD - ROMを発行

3-2. 文献番号による主な公報の推移

特許・実用新案				
公報種別	媒体	文献番号		
公開特許公報	紙	昭 46-000001	~	平 04-373400
	CD	平 05-000001	~	2003-348900
	DVD	2004-000001	~	
公表特許公報	紙	昭 54-500001	~	平 07-509837
	CD	平 08-500001	~	2003-536363
	DVD	2004-500001	~	
再公表特許	紙,CD,DVD	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
特許公報	CD	2500001	~	3539100
	DVD	3539101	~	
特許公報(公告)	紙	大 11-000001	~	平 05-088920
	CD	平 06-000001	~	平 08-034772
特許発明明細書	紙	1	~	216017
登録実用新案公報	CD	3000001	~	3096800
	DVD	3096801	~	3116947
	Net	3116948	~	
実用新案登録公報	CD	2500001	~	2607887
	DVD	2607888	~	
実用新案公報(公告)	紙	大 11-000001	~	平 05-048400
	CD	平 06-000001	~	平 08-011090
実用新案登録明細書	紙	1	~	406203
公開実用新案公報	紙	昭 46-000001	~	平 04-138600
	CD	平 05-000001	~	2003-000006
	DVD	2004-000001	~	
公表実用新案公報	紙	昭 54-500001	~	平 07-500003
	CD	平 08-500001	~	平 10-500001
<u>意匠</u>				
公報種別	媒体	文献番号		
意匠公報	紙	1	~	1054345
	CD	1054346	~	1290497
	Net	1290498	~	
協議不成立意匠出願公報	CD	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
<u>商標</u>				
公報種別	媒体	文献番号		
商標公報	紙	4000001	~	4331000
	CD	4331001	~	
商標書換登録公報	紙,CD	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
商標公報(公告)	紙	大 11-000001	~	平 09-046393
商標公報(登録)	紙	1	~	368898
公開商標公報	CD	2000-000001	~	
国際商標公報	CD	案件毎の発行のため番号範囲の特定はできない		
公開国際商標公報	CD	131769	~	

4. 各種公報の関係法規

4-1. 公報の基本的な根拠法

(1) 各法律に基づき現在発行されている主な公報の根拠条文は下記のとおりです。各法律毎の詳細な根拠条文については4-2から4-5を参照してください。

特許法	第64条	公開特許公報
	第184条の9第1項、第2項及び第3項	公表特許公報
	第66条第3項	特許公報
	第193条	その他の特許公報
実用新案法	第14条第3項	登録実用新案公報
	第53条	その他の実用新案公報
意匠法	第20条第3項	意匠公報 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
	第20条第4項(秘密意匠)	
	第66条第3項	協議不成立意匠出願公報 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
	第66条第1項及び第2項	その他の意匠公報
商標法	第12条の2(通常) 第68条第1項(防護標章)	公開商標公報(通常、防護標章)
	第12条の2第1項及び第2項(第68条の14で掲載事項の特例)	公開国際商標公報
	第18条第3項	商標公報
	第18条第3項(第68条の19第2項で掲載事項の特例)	国際商標公報
	附則(平成8年法)第12条第4項	商標書換登録公報
	第75条第1項及び第2項	その他の商標公報

(2) 上記のほか、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第13条において、磁気ディスク等による公報の発行方法についての規定があります。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第13条第1項	磁気ディスクをもって発行できると規定
	規則第35条第1項	磁気ディスクは読み取り専用光ディスクと規定
	第13条第2項及び第3項	インターネットを利用する方法によって発行できると規定
	規則第35条第2項	インターネットを利用する方法による場合、その情報に電子署名を行い、インターネットに接続されたサーバを使用すると規定

4-2. 特許

特許法関連公報	法律・条文等	概要・掲載記事
公開特許公報	特許法第64条	出願から1年6月を経過した案件(特許掲載公報の発行したものを除く)の出願公開(出願公開請求があったときも同様)
出願公開後における補正の掲載	特許法第193条第2項第3号	出願公開後における特許法第17条の2第1項の規定による補正の掲載
特許公報発行後未公開分の技術情報の掲載(公表も同様)		出願公開前に設定登録となって特許公報が発行された案件の出願時の技術情報 公開公報と同等のデータを作成することによって、公開情報内の検索漏れを防ぎ、先行技術調査等に反映させるために発行
公表特許公報	特許法第184条の9第1項、第2項及び第3項	日本を指定国としたPCT出願であって、翻訳文が提出され、国内移行された案件
国際公開後における補正の掲載	特許法第184条の9第7項	PCT出願であって国際公開された後に行われた補正の掲載
再公表特許		日本を指定国とした日本語PCT出願であって、国際公開がなされた後、国内移行された案件 再公表は公開公報や公表公報と同レベルの技術情報であり、他の公開情報と同等のデータを作成し、先行技術調査等に反映させるために発行
特許公報	特許法第66条第3項	特許権の設定登録があったときに発行
協議が成立した旨の掲載	特許法施行規則第29条	協議が成立した旨を特許公報に掲載
審決公報(特許審決公報、特許決定公報、特許再審公報)	特許法第193条第2項第6号	特許異議の申立ての確定決定、審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決 特許異議の申立ての確定決定については、平成15年改正前の特許法に基づき発行
審決公報(特許決定公報)	特許法第193条第2項第7号	訂正明細書の記載事項及び図面の内容(訂正をすべき旨の確定決定又は確定審決のあったものに限る)
審決公報(特許判決公報)	特許法第193条第2項第9号	審決等に対する訴えの確定判決(設定登録又は出願公開がされたものに限る)
審決公報(特許判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(審査請求リスト)	特許法第48条の5第1項	出願公開後に出席審査請求があったときは、その旨を公報に掲載
特許庁公報(特許最終処分リスト)	特許法第193条第2項第1号	出願公開後に拒絶査定、放棄、取下げ、却下等がなされた案件の掲載
特許庁公報(公示号)	平成6年法改正前の特許法第66条第3項	平成6年法改正前の特許法に基づく出願であって、公告決定後に特許権の設定登録があったときに掲載
特許庁公報(公示号)	特許法第191条第2項	公示送達
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第1号	特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第2号	出願公開後における特許を受ける権利の承継

特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第4号	特許権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第5号	特許異議の申立て、審判請求、再審請求又はこれらの取下げ 特許異議の申立て及びその取り下げについては、平成15年改正前の特許法に基づき発行
特許庁公報(公示号)	特許法第193条第2項第8号	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の2第6項	特許権の存続期間の延長登録出願
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の2の2第3項	特許権の存続期間の延長登録出願(特許法第67条の2の2第1項の規定による書面の提出)
特許庁公報(公示号)	特許法第67条の3第4項	特許権の存続期間の延長の登録
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第21条第1項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の指定を取消された旨の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条の4	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の掲載
特許庁公報(公示号)	特許法施行規則第22条の4	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の指定を取消された旨の掲載

4-3. 実用新案

実用新案法関連公報	法律・条文等	概要・掲載記事
公開実用新案公報	平成5年法改正前の実用新案法第13条の2第1項及び第2項	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願の公開
出願公開後の補正の掲載	平成5年法改正前の実用新案法第53条第2項	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願の公開後になされた補正の掲載
登録実用新案公報	実用新案法第14条第3項	実用新案権の設定登録があったときに発行(実体審査なし)
実用新案登録公報	平成5年法改正前の実用新案法第14条第3項(掲載事項は平成6年改正法の特許法第66条第3項を準用)	平成5年法改正前の実用新案法に基づく出願であって、実用新案権の設定登録があったときに発行(実体審査済み)
訂正明細書等の掲載	実用新案法第14条の2第12項	実用新案法第14条の2の規定に基づく訂正明細書、請求の範囲、図面
審決公報(実用新案審決公報、実用新案決定公報、実用新案再審公報)	実用新案法第53条第1項及び第2項	審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決登録異議の申立ての確定決定については、平成15年改正前の実用新案法に基づき発行
審決公報(実用新案判決公報)	実用新案法第53条第1項及び第2項	審決等に対する訴えの確定判決(設定登録又は出願公開のされたものに限る)
審決公報(実用新案判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(技術評価書請求リスト)	実用新案法第13条第1項	実用新案掲載公報発行後に、技術評価の請求があったときは、その旨を公報に掲載
特許庁公報(実用新案最終処分リスト)	実用新案法第53条第1項及び第2項	出願公開後に拒絶査定、放棄、取下げ、却下等がなされた案件のリスト
特許庁公報(公示号)	実用新案法第55条第1項及び第2項	公示送達
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	実用新案権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	登録異議の申立て、審判請求、再審請求又はこれらの取下げ 登録異議の申立て及びその取り下げについては、平成15年改正前の実用新案法に基づき発行
特許庁公報(公示号)	実用新案法第53条第1項及び第2項	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第2項	特許法第30条第1項の規定により指定された学術団体の指定を取消された旨の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第3項	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の掲載
特許庁公報(公示号)	実用新案法施行規則第23条第3項	特許法第30条第3項の規定により指定された博覧会の指定を取消された旨の掲載

4.4. 意匠

意匠法関連公報	法律・条文等	概要・掲載記事
意匠公報	意匠法第20条第3項	意匠権の設定登録があったときに発行 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
	意匠法第20条第4項(秘密意匠)	
協議不成立意匠出願公報	意匠法第66条第3項	協議不成立となり、拒絶が確定したときに発行 (秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)
協議が成立した旨の掲載	意匠法施行規則第19条第2項	協議が成立した旨を意匠公報に掲載
審決公報(意匠判決公報)	意匠法第66条第2項第4号	審決等に対する訴えについての確定判決(設定登録されたものに限る)
審決公報(意匠判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(公示号)	意匠法第68条第5項	公示送達
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第1号	意匠権の消滅又は回復
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第2号	審判請求、再審請求又はこれらの取下げ(意匠権の設定の登録がされたものに限る)
特許庁公報(公示号)	意匠法第66条第2項第3号	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

4.5. 商標

商標法関連公報・掲載記事	法律・条文等	概要
公開商標公報	商標法第12条の2第1項及び第2項	商標登録出願があったときに発行
	商標法第68条第1項(防護標章)	防護標章登録出願があったときに発行
国際公開商標公報	第12条の2第1項及び第2項(第68条の14で掲載事項の特例)	日本を指定とする国際商標登録出願は商標登録出願とみなされ(第68条の9)、商標法第12条の2の規定に基づき出願公開を行う ただし、掲載事項については第68条の14の特例を適用
出願公開後の補正の掲載	商標法第75条第2項第3号	出願公開後になされた補正の掲載
商標公報	商標法第18条第3項	商標権の設定登録があったときに発行
商標書換登録公報	商標法附則(平成8年法)第12条第4項	書換登録があったときに発行
国際商標公報	第18条第3項(第68条の19第2項で掲載事項の特例)	日本を指定とする国際商標登録出願は商標登録出願とみなされ(第68条の9)、商標法第18条第3項の規定に基づき、商標権の設定登録があったときに発行 ただし、掲載事項については第68条の19の特例を適用
審決公報(商標審決公報、商標決定公報、商標再審公報)	商標法第75条第2項第6号	登録異議の申立ての確定決定、審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決
審決公報(商標判決公報)	商標法第75条第2項第7号	審決等に対する訴えの確定判決
審決公報(商標判定公報)		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
特許庁公報(商標最終処分リスト)	商標法第75条第2項第1号	出願公開後に拒絶査定、放棄、取下げ、却下等がなされた案件の掲載
特許庁公報(商標目録)	商標法第23条第3項	商標・防護標章・国際商標の更新登録があったときに発行
	商標法第23条第3項(第68条の22第2項で掲載事項の特例)(国際登録)	
	商標法第65条の6第2項(防護標章)	
	平成8年法改正前の商標法第18条第3項	平成8年法改正前の商標法に基づく出願であって、公告決定後に商標権の設定登録があったときに掲載
特許庁公報(公示号)	商標法第77条第5項	公示送達
特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第2号	出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第4号	商標権の消滅
特許庁公報(公示号)	商標法第75条第2項第5号	登録異議の申立て、審判請求、再審請求又はこれらの取下げ
特許庁公報(公示号)	商標施行規則第1条の3第1項	商標法第4条第1項第17号の規定による指定をしたときに掲載
特許庁公報(公示号)	商標施行規則第1条の4第2項	商標法第4条第1項第17号の規定による指定を取消したときに掲載

5. 公報に関するWIPO標準(WIPO ST=WIPO standards)

5-1. WIPO標準の概要

言語及び制度の違う世界各国において、知的財産権の情報や文献等の取り扱いを、各国の特許機関の間で、共通に扱うことができるよう、世界知的所有権機関(WIPO)で決定された勧告、指針及び標準のことであり、各国特許機関は、極力このWIPO標準(WIPO_ST)に準拠し、情報及び文献を取り扱うこととしている。

いくつかあるWIPO-STのうち、特許庁が発行する公報掲載内容に関する主なSTは下記参考のとおりです。

なお、詳細についてはWIPOのWEBページで紹介されている WIPO ST 原文を参照してください。

http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html

<参考>

- ST.3 :発行国の項目に付与される国コード
- ST.9 :特許文献の書誌項目に付与される書誌コード
- ST.16 :特許文献のタイトルや種別に付与される文献種別コード
- ST.60 :商標文献の書誌項目に付与される書誌コード
- ST.80 :意匠文献の書誌項目に付与される書誌コード

* ST.9、ST.60、ST.80 の書誌コードはカッコ付き数字で表され、「INID コード」と呼ばれている。

INID: Internationally Agreed Numbers for the Identification of (Bibliographic) Data; 書誌的事項の識別記号

5-2. ST. 3 (発行国コード)

ST. 3は、国、その他の統一団、政府間機関の名称又は工業所有権分野における条約の枠内で活動する機関の名称を2文字のアルファベットコードで表すことを目的とし、日本の発行国コードはJPが指定されています。

なお、他国の国又は機関のコードについてはWIPO-ST. 3の原文を参照してください。

5-3. ST. 16 (公報種別コード)

ST. 16は特許文書を識別するためのコードが指定されており、各国では識別コードをそのまま使用したり、識別コードに数字を付与して各国独自の特許文書を表します。また、ST. 16で指定されている識別コードに該当しない特許文書には識別コードが付されません。

参考までに、日本で発行している公報に関する部分のST. 16を紹介します。

なお、他の識別コードについてはST. 16の原文を参照してください。

(1) ST. 16 (グループ4からグループ7まで省略)

グループ1 特許出願に起因する文書への使用。第1又は主要シリーズとして識別される。(下記グループ2の実用新案文書及びグループ3で規定されている特許文書の特別シリーズを除く。)

- A 第1公表レベル
- B 第2公表レベル
- C 第3公表レベル

グループ2 グループ1の文書以外の番号がついたシリーズを有する実用新案文書への使用

- U 第1公表レベル
- Y 第2公表レベル
- Z 第3公表レベル

グループ3 下記で規定されているような特許文書の特殊なシリーズへの利用

- M 薬剤特許文書(例:FRにより以前に公表された文書)
- P 植物特許文書(例:米国により公表された)
- S デザイン特許文書(例:米国により公表された)

(2) 日本国特許庁が発行する公報の識別コード

参考までに現在日本で発行している公報の識別コードを紹介します。

国内公報種別		備考	
特 許	【公開系】	公開特許公報(A) 公表特許公報(A) 再公表特許(A1) 特許公報掲載後の公開公報(A) 特許公開系各種公報の補正公報(A5) 特許公開系各種公報の訂正公報(A6)	公開(公表)後の補正
	【登録系】	特許公報(B1) 特許公報(B2) 特許登録系各種公報の訂正公報(B6)	公開公報未発行 公開公報発行済み
実用新案	【公開系】	公開実用新案公報(U) 登録実用新案公報(U) 実用公開系各種公報の補正公報(U5) 実用公開系各種公報の訂正公報(U6) 登録実用新案登録の訂正明細書(U7)	無審査登録 公開(公表)後の補正
	【登録系】	実用新案登録公報(Y1) 実用新案登録公報(Y2) 実用登録系公報の訂正(Y6)	審査済みで公開公報未発行 審査済みで公開発行済み
意 匠	意匠公報(S)		

注1: 上記以外の公報については、文献識別コードを付与していない。

注2: 登録実用新案公報の文献識別コードについては、公開制度がなくなり当該公報が「第1公表レベル」となったため、公開実用新案公報と同じ「U」を付与し、公開系として分類している。

5-4 .INIDコード(ST.9、ST.60、ST.80)

ST.9(特許・実用新案のINIDコード)、ST.60(商標のINIDコード)、ST.80(意匠のINIDコード)は特許文書等に掲載される書誌事項を識別するためのコードが指定され、ST.9、ST.60、ST.80の指定に該当する掲載事項がある場合には、そのコードを公報の掲載記事がある場所に付します。

WIPO-STのINIDコードのうち、日本国特許庁が発行する公報の掲載内容に関するINIDコードを紹介します。なお、他の識別コードについてはWIPO-ST.9、ST.60、ST.80の原文を参照してください。

(1) 特許・実用関係の公報のINIDコード(ST.9)

特許公報・実用新案公報の主な掲載項目	INIDコード(ST.9)
文献番号(公開番号、登録番号)	11
公報種別	12
文献発行国	19
出願番号	21
出願日	22
登録日	24
優先権主張番号	31
優先日	32
優先権主張国又は機関	33
公開日	43
文献発行日	45
国際分類(IPC)	51
発明の名称	54
参考文献	56
要約及び請求の範囲	57
分割の表示	62
出願人	71
発明者	72
特許権者	73
代理人	74
指定国	81
PCT国際出願情報(番号・可能であれば日付)	85
PCT国内移管日(翻訳文提出日)	86
PCT国際公開情報(番号・可能であれば日付)	87

(2) 商標関係の公報のINIDコード(ST.60)

商標公報の主な掲載項目(公開、国際含む)	INIDコード(ST.60)
文献番号(登録番号)	111
登録日	151
文献発行国	190
出願番号(公開国際の場合は国際登録番号)	210
出願日(公開国際の場合は国際登録番号)	220
優先権主張番号	310
優先日	320
優先権主張国又は機関	330
公開日	441
文献発行日	450
商品及び役務の区分の数	500
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	511
適用条文	521
ウィーン分類(参考情報)	531
登録商標	540
登録商標(標準文字)	541
団体商標(又は地域団体商標)	551
立体商標	554
呼称(参考情報)	561
指定通知日	580
色彩	591
出願人	731
商標権者	732
代理人	740
基礎登録	822
指定国	832

(3) 意匠関係の公報のINIDコード(ST.80)

意匠公報の主な掲載項目	INIDコード(ST.80)
文献番号(登録番号)	11
公報種別	12
文献発行国	19
出願番号	21
出願日	22
登録日	24
優先権主張番号	31
優先日	32
優先権主張国	33
文献発行日	45
国際意匠分類	51
意匠分類	52
意匠に係る物品	54
意匠の説明	55
参考文献	56
分割の表示	62
創作者	72
意匠権者	73
代理人	74

6. 公報に関するよくある質問

【公報全般に関する事項】

(Q) 公報を入手するにはどうすればよいのか

(A) 下記にて公報を入手することができます。

a. 公報又は公報情報を購入したい場合

社団法人発明協会にて販売を行っておりますので下記に問い合わせください。

問い合わせ先：(社)発明協会 公報サービスグループ(電話：03-3502-5491)

<http://www.jiii.or.jp/koho/index.html>

b. インターネットを利用した公報を入手したい場合

平成18年1月より、登録実用新案公報、平成19年1月からは意匠公報をインターネットを利用した公報の無償提供を実施しております。

なお、入手方法の詳細については下記URLをご参照ください。

<http://www.publication.jpo.go.jp/utility/do/usr/topmenu?lang=j>

(Q) 公報を閲覧するにはどうすればよいのか

(A) 下記にて公報を閲覧することができます。

a. 独立行政法人工業所有権情報・研修館を利用した閲覧

(独)工業所有権情報・研修館(各経済産業局所在地に当該法人の地方閲覧所あり)にて閲覧を行っています。

詳しくは(独)工業所有権情報・研修館のホームページにて確認ください。

問い合わせ先：(独)工業所有権情報・研修館情報提供部(電話：03-3580-7947)

<http://www.inpit.go.jp/data/index.html>

b. インターネットを利用した閲覧

(独)工業所有権情報・研修館がインターネットで提供している「特許電子図書館(IPDL)」を利用して公報情報を見ることができます。詳細は下記URLをご参照ください。なお、IPDLの検索方法についてIPDLヘルプデスクにお問い合わせください。

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

IPDLヘルプデスク：03-5690-3500

c. 知的所有権センターを利用した閲覧

各地方自治体の知的所有権センターにおいてもIPDLを利用した公報情報の閲覧を利用することができますので、詳しくは各知的所有権センターに確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chiteki/chiran.htm>

(Q) 「特許公報掲載後の公開特許公報」、「再公表特許」は法律根拠がないのに何故発行するのか

(A) 一般的に、技術情報の先行技術調査を行うときには、公開情報を基に各種の検索を行います。そのような状況のなか、「特許公報掲載後の公開特許公報」、「再公表特許」を発行しなかった場合、その部分の技術情報が先行技術調査から漏れてしまいます。

これら「特許公報掲載後の公開特許公報」、「再公表特許」は、共に「公開特許公報」、「公表特許公報」に匹敵する技術情報であり、これらが先行技術調査から漏れた場合、無駄な研究開発や出願等の損失を招くおそれがあります。

特許庁では、そのようなおそれに対応できるよう、「特許公報掲載後の公開特許公報」、「再公表特許」についても、「公開特許公報」、「公表特許公報」のほか、必要な技術情報として発行しています。

(Q)「公開特許公報」、「公表特許公報」、「再公表特許」の違いを知りたい

(A)「公開特許公報」、「公表特許公報」、「再公表特許」の違いは下記のとおりです。

- a. 「公開特許公報」
 - ・出願の種類:特許法に基づき国内に出願されたもの
 - ・発行時期:出願日もしくは優先日から1年6月を経過した後に発行
- b. 「公表特許公報」
 - ・出願の種類:日本を指定国としたPCT出願(外国語)であって国内移行されたもの
 - ・発行時期:PCT出願が国際公開され、国内移行された後に発行(翻訳文のあるものに限る)
- c. 「再公表特許」
 - ・出願の種類:日本を指定国としたPCT出願(日本語)であって国内移行されたもの
 - ・発行時期:PCT出願が国際公開され、国内移行された後に発行

(Q)特許法で「特許掲載公報」と「特許公報」と呼ぶ箇所があるがどのように違うのか

(A)特許法上の「特許公報」は、広義の意味での公報であり、特許法に基づき特許庁が発行しなければならない公報全般を指す法律上の用語です。一方、「特許掲載公報」とは、特許法第29条の2に規定されており、特許権の設定登録後に発行する同法第66条に掲げる事項を掲載した特許公報のことを指します。

具体的に、各種公報がどの条文に対応するのは、「4. 各種公報の関係法規」を参照してください。

(Q)公報仕様はなぜ必要なのか

(A)特許庁は、平成2年12月から電子出願の受付を開始し、その電子出願情報を有効に活用するため、平成5年1月に公開特許公報等の発行を紙から電子に変更し、以後各種の公報を電子化してきました。

膨大な特許情報を有効に活用するには、これら電子公報のデータを活用し、システムを構築することが必要であり、システムを構築するためには、一定のルールに基づきデータが作成されている必要があります。

そのため、特許庁では、データの収録方法やデータフォーマット等を定めた仕様書を作成し、その仕様書に基づき、公報を作成しております。

(Q)早期公開制度とはどのようなものか

(A)早期公開制度とは特許法第64条の2に規定されている「出願公開の請求」のことであり、国内特許の出願人が出願公開請求を申請すると出願日から1年6月経過前であっても出願公開されます。

出願公開請求があった場合、案件によって相違がありますが、方式審査及び分類付与がスムーズに処理されたときは、出願公開請求から約3月程度で出願公開されます。

なお、いったん請求した出願公開請求は取下げることができません。また、請求がなされた出願は必ず出願公開(出願公開請求後に、取下げ、出願放棄、拒絶査定確定があった場合でも出願公開)されることを充分考慮する必要があります。

(Q)秘密意匠制度における公報はどのように発行されるのか

(A)秘密意匠制度は、意匠法第14条に規定されている、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求できる制度です。

秘密意匠は、意匠権の設定登録後に意匠の開示されていない意匠公報が発行され、秘密にすることを指定した期間の経過後に意匠の開示されている意匠公報が発行されます。

また、意匠法第66条3項の規定に該当されている協議不成立意匠出願公報については、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定後に意匠の開示されていない協議不成立意匠出願公報が発行され、秘密にすることを指定した期間の経過後に意匠の開示されている協議不成立意匠出願公報が発行されます。

【公報発行時期に関する事項】**(Q) 自分の出願の公報発行時期を知りたい**

(A) 各案件毎の内容の相違、経過状況の相違、保有データの相違等により公報の発行日は案件毎に相違が生じますが、目安としては下記のとおりです。

- ・公開特許公報：出願日もしくは優先日から18月(1年6月) + 1～2週間程度で発行
 - * 公開特許公報発行予定日は出願公開前情報であるため、出願人もしくは出願人代理人にしかお教えすることはできません。実際にご希望の場合は、本人確認が必要となるため、普及支援課公開公報品質管理担当(代)03-3581-1101 内 2308)まで電話にてお問い合わせください。
- ・特許公報：設定登録から10～11週間程度で発行
- ・登録実用新案公報：設定登録から3～4週間程度で発行
- ・意匠公報：設定登録から4～5週間程度で発行
- ・公開商標公報：出願から3～4週間程度で発行
- ・商標公報：設定登録から4～5週間程度で発行

(Q) 「公開特許公報」の発行が出願日から1年6月の期間を大幅に経過して発行されるものがありますがどうしてですか

(A) 公開特許公報で、公報の発行が出願日から期間が経過している場合、案件の状態によって相違はありますが、多くは次のケースが考えられます。

a. 出願の方式審査及び分類付与が完了していないもの

公開特許公報は、出願から1年6月を経過した後、発行することとなっておりますが、そのためには下記に記す最低限2つの条件を満たしている必要があります。

- ・出願の方式審査が完了していること
- ・分類付与がなされていること

出願の方式審査が完了していないものは出願手続が不備であり、また、分類が付与されていないものは検索が不可能なため、これらの事務手続が完了していない出願については、1年6月経過後であっても公開特許公報を発行できない場合があります。

b. 分割出願、出願変更及び実用新案登録に基づく特許出願などの特殊な出願(以下、特殊出願)

特殊出願があった場合、その出願日は基になった出願(原出願)の出願日に遡及されます。しかしながら、特殊出願の場合、出願方式審査、分類付与、公報作成などの処理が、特殊出願された日から開始されます。そのため、特殊出願された時期にもよりますが、通常出願と比較すると1年6月を大幅に経過して公開公報が発行される場合があります。(案件毎に相違あり)

【公報掲載内容に関する事項】**(Q) 出願したものと公報の掲載内容が違う**

(A) 出願したものと公報掲載内容が相違する場合、

- a. システムエラーや入力データのミス等の理由により、特許庁保有データが違っていた。
- b. 手続補正書や各種変更届を提出したが、公報発行のタイミングに間に合わなかった。(この場合、補正公報や特許庁公報等で発行されている場合があります)

等の理由が考えられますが、いずれにしても、出願内容と公報掲載内容の相違を発見したら、普及支援課にお問い合わせください。内容に応じて訂正公報等の対応をすることになります。

また、上記のほかに、「公序良俗を害するもの(公序良俗)」と「要約不備による職権訂正(要約不備)」の場合の公報の掲載内容は出願内容と異なります。

「公序良俗」については、特許法第64条第2項において、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは掲載の限りではないとされており、その規定に基づき、明細書及び図面の一部又は全部を掲載しない場合があります。

「要約不備」については、特許法第64条第3項において、特許法第36条第7号の規定に適合しないとき又はその他必要があると認められたときは、願書に添付した要約書に記載した事項に代えて、特許庁長官が自ら作成した事項を公報に掲載できると規定しています。

このように特許法の規定に基づき、出願した内容と相違するものを公報として掲載する場合があります。

【その他】

(Q) 公報の著作権に関して知りたい

(A) 公報情報は著作権の対象となっており、原則、取得した情報であるとの出典を明記することにより、改変しない限り引用及び複製を行うことができます。ただし、DVD(CD) - ROM公報、DVD - ROM公報情報及びインターネットを利用した公報を単純複製することは、原則として認めておりません。

なお、インターネットを利用した公報の利用に関する詳細については利用案内を参照してください。

(Q) 本や配付資料に公報を転載して使用したいのですがどのような手続が必要か

(A) 個別の公報に記載されている明細書の内容や図面については、出願人本人に著作権が帰属すると思われるので、本や資料に公報を転載する場合は、直接に出願人の了解を得てください。

なお、特許庁が保有する部分(公報レイアウト等)の著作権については、出典を明記すれば十分です。

(Q) 公報上の個人情報の取扱いについて知りたい

(A) 特許庁が保有する個人情報は、特許法等の規定に基づいて、産業財産権の審査・審判・登録に関する事務に利用される他、公報に掲載される情報、閲覧可能な書類に含まれる情報及びその他産業財産権関連情報として、インターネットを含む様々な媒体を通じて提供され、民間部門において利用されます。

なお、公報上の個人情報に関する詳細については下記URLをご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_gaiyou/syutugann_kojin_jyouhou.htm

(Q) 権利譲渡・実施許諾の公報掲載について知りたい

(A) 特許庁では、特許・実用新案・意匠が登録になった際、これら権利を権利譲渡又は実施許諾をしたい方のために、申込人(権利者)本人の申し出によって、権利譲渡又は実施許諾の用意がある旨を特許公報・登録実用新案公報・意匠公報に掲載する行政サービスをしています。

なお、当該サービスは登録後の公報掲載のものを対象としていますので、権利取得後の公報に掲載することはできませんが、権利取得前である公開公報に掲載することはできません。

「注意書」が特許査定謄本又は意匠登録査定謄本の発送と同時に添付され(特許と意匠のみ)、その「注意書」に申込の様式や手続の方法等が記載されています。それぞれ下記のタイミングで申込書を提出すれば公報掲載が可能ですが、公報発行準備が完了していれば掲載できませんのでご注意ください。

a. 特許

- ・特許料納付と同時に提出
- ・特許料納付から1週間以内に提出

b. 意匠

- ・意匠登録料納付と同時に提出
- ・意匠登録料納付から1週間以内に提出

c. 実用新案

- ・実用新案登録出願と同時に提出
- ・実用新案登録出願から1ヶ月以内に提出
- * 実用新案については、出願から公報発行までの期間が短いため、希望される場合は早めの提出をお願いいたします。

(注) オンラインにて査定謄本を発送する場合は「注意書」(特許と意匠のみ)は添付されていません。

なお、紙発送で発送先が弁理士の場合も、「注意書」は添付されていませんのでご注意ください。

「権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載について」の様式及び手続が必要な方は、特許庁総務部普及支援課 企画班(代)03-3581-1101 内 2305)までお問い合わせください。

7. 公報関係の問い合わせ一覧

問い合わせ内容	担当	内線
【公報に関すること】		
公報全般 (IPDL・閲覧は除く) 公報仕様書に関すること 権利譲渡・実施許諾の公報掲載に関すること	特許庁総務部普及支援課 企画班	(代)03-3581-1101 内 2305
【IPDL・公報閲覧に関すること】		
IPDLに関すること(システムに関すること)	(独)工業所有権情報・研修館 情報提供部	03-3503-7947
IPDLに関すること(操作・検索に関すること)	IPDLヘルプデスク	03-5690-3500
公報の閲覧に関すること	(独)工業所有権情報・研修館 情報提供部	03-3580-7947
【公報の購入に関すること】		
公報・公報情報の購入に関すること	(社)発明協会 公報サービスグループ	03-3502-5491

(2008年11月改訂)